

昭和五十六年六月五日提出  
質問第四四号

沖縄県北部の水源地帯における米軍演習に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十六年六月五日

提出者 瀬長亀次郎

衆議院議長 福田 一 殿

沖縄県北部の水源地帯における米軍演習に関する質問主意書

沖縄県北部の福地ダム水系は、県人口の八〇パーセント、八十八万人がこれを利用している県民のかけがえのない水ガメである。

この水源地帯においてアメリカ海兵隊が傍若無人の演習を行つている事実が判明し、県民の大きな憤激を呼んでいる。

私が、去る三月三十日の本院外務委員会において、米軍がダムの湖岸に設置した構築物やダムの集水地域内に仮設便所や空きカン等のごみクズを放置している写真を提示し、水源地を汚染しているこのような演習を即刻中止させるよう要求したのに対し、政府は、演習の状況を調査し施設使用条件に違反しているかどうかについて検討したい旨を表明した。

この件に関し、問題提起からすでに二カ月余を経過し、今国会の会期も終了しようとしている

今日、なお何らの報告もないことは極めて遺憾である。

水源地帯における米軍演習を一切中止させるよう重ねて要求し、以下のとおり質問する。

一 演習・訓練の状況に関する以下の質問に答えられたい。

1 米軍は、福地ダムの完成以降、同ダムの水源地帯においてどのような演習・訓練を行っているか、実施年月日ごとにその内容を明らかにされたい。

2 同じく福地ダムの湖面を使用しての演習・訓練についても、実施年月日ごとにその内容を明らかにされたい。

二 水源地帯での演習・訓練に際し、米軍は屎尿、ゴミ等の処理をどのように行っているのかを明らかにされたい。

また、なぜ、私が写真で示したような仮設便所やゴミが放置される事態が生じたのかについても明らかにされたい。

三 米軍は、水源地帯での演習訓練に際し、どのような汚染防止策を講じているのかを明らかにするとともに、以下の諸点についても明らかにされたい。

1 汚染防止のための規定はあるのかわからないのか。またあるとすれば、その作成権者及びタイトルを明らかにされたい。

2 その規定の要点及び規定に違反したときの処分の大要についても明らかにされたい。

四 昭和四十九年の本院内閣委員会において、当時の大河原政府委員は、いわゆる地位協定の二―四―bに移行した際の湖上訓練については、水中爆破は一切行わない、恒久建造物はつくらない、仮設建造物は使用後撤去する、貯水池の汚染防止に万全の措置を講ずるという四条件を付すと述べているが、米側はこの四条件について受け入れる旨を表明しているのか。

右質問する。